

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市多家良中央コミュニティセンターの利用料金の減免
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	多家良中央コミュニティ協議会 (電話 645-1109)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 地区内の認められた団体または協議会の加入団体(老人会・婦人会・子ども会・PTA・衛生組合・消防団・遺族会・揚水組合等)が利用する場合は、料金を3割引とする。 2 年間定期に(1ヶ月に1回以上)利用する場合は、料金を3割引とする。但し、営利目的や1の条件が重なる場合は適用しない。 3 市役所の行政に関する利用や、コミュニティ協議会・連合協議会・社会福祉協議会・公民館・児童館・心身障害者の会合及び行事を主催して利用する場合は、無料とする。 4 会長が認めるときは利用料金を減免することができる。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日